

雇用促進住宅にお申し込みになる皆様方へ

今回の雇用促進住宅の入居については、平成23年東北地方太平洋沖地震により、住宅が被害を受け居住できなくなった方々のために、緊急的、一時的に貸与させていただくものです。

1 入居資格について

今般の災害救助法の適用された指定区域内（ただし、東京都は除く）に、同法が適用される以前から住まわれている方であって、当該災害の影響で住宅の倒壊等により居住できなくなった方。

2 入居決定について

都道府県及び市町村の災害対策本部（以下「対策本部」という。）が決定しますので、対策本部にお申し込みください。

3 入居期限

原則として平成23年9月30日までとします。

4 家賃等の取扱いについて

- (1) 家賃及び敷金は平成23年9月30日までは、無料とします。
- (2) 電気、ガス、水道等光熱水費は自己負担とし、共益費、駐車料金は徴収いたします。
- (3) 退去に伴う補修費は免除することとしておりますが、通常の使用状況を越える著しい施設の破損等があった場合については、修復に要する費用をご負担していただく場合があります。
- (4) ゴミ出し等の住宅の共通ルールについてはお守りいただきます。また、共同清掃等の自治会等活動に参加していただきます。